

議 事

# 議 案 事 項

議案第12号

合併準備室の設置について

合併準備室設置規程（案）について別紙のとおり提出する。

平成15年11月25日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

## 南部町・南部川村合併準備室設置規程（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、南部町・南部川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、南部町と南部川村の合併準備を進めるため南部町・南部川村合併準備室（以下「合併準備室」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 合併準備室は南部町・南部川村合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）新町の財政計画及び予算の調製に関すること
- （2）新町の組織機構に関すること
- （3）新町の開庁準備に関すること
- （4）電算システムの統合に関すること

### （準備室の職員）

第3条 準備室に室長、次長、班長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるものの他、必要に応じて南部町と南部川村の職員に事務従事を命ずることが出来るものとする。

3 分掌事務は、各班別に編成するものとし、班及びその所掌事務は、別表のとおりとする。

### （職員の職務）

第4条 室長は、会長の命を受け、準備室の事務を統括する。

2 次長は室長の指揮監督を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- （1）準備室内の連絡及び調整
- （2）室長の職務の補佐
- （3）室長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 各班長は次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- （1）班相互間の連絡及び調整
- （2）班に属する職員の指揮監督

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

### （職員の服務）

第5条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれが属する町村の例による。

### （職員の給与等）

第6条 職員の給与については、それぞれの属する町村が負担する。

2 職員の旅費については、会長の属する町村の例により、事務局の予算において支給するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

別表

区 分	分 掌 事 務
財政計画班	1. 平成16年度の暫定予算の調製に関する事 2. 平成16年度の本予算の調製に関する事 3. 旧町村の継続事業の取りまとめに関する事 4. 合併特例事業の財源措置に関する事 5. その他財政計画の整備及び予算の調製に関し必要な事項
組織機構班	1. 組織及び機構に関する事 2. 人員配置計画案の作成に関する事 3. 特別職の報酬等の額の調整に関する事 4. 各種使用料、手数料の額の調整に関する事 5. 各種補助金の額の調整に関する事 6. 一部事務組合の規約変更及び再編整理に関する事 7. 新町首長選挙、議員選挙の準備に関する事 8. その他組織及び機構等の整備に関し必要な事項
開庁準備班	1. みなべ町開庁準備に関する事 2. みなべ町の町章の制定に関する事 3. 庁舎の改修に関する事 4. 移転準備に関する事 5. 各種案内標識の調整に関する事 6. 防災行政無線の統一に関する事 7. みなべ町記念式典に関する事 8. 広報発行・ガイドブック等の発行に関する事 9. その他みなべ町の開庁に関し必要な事項
電算統合班	1. 基幹系電算システムの統合に関する事

合併準備事務推進体制組織図

